

しんくみ投資信託自動積立規定

1. この規定の趣旨

- (1) この規定は、お客さまと当組合との間の「しんくみ投資信託自動積立サービス」（以下「本サービス」といいます。）に関する取りきめです。
- (2) この規定に別段の定めがないときには、対象となる投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の交付目論見書（投資信託説明書）およびお客さまと当組合との間の投資信託取引約款、自動継続投資約款その他約款・規定並びに関係法令等に従って取り扱います。

2. しんくみ投資信託自動積立サービス

「本サービス」は、毎月10日または25日のいずれかのお客さまが指定する日（以下「指定引落日」といいます。）に、お客さまがあらかじめ指定した金額（以下「指定引落金額」といいます。）を、お客さまが「投資信託取引約款」の規定により指定した預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）から引落し、お客さまが指定する投資信託（以下「指定商品」といいます。）を取得する取引をいいます。

3. 申込方法

- (1) 本サービスのお申込みは、当組合所定の申込書に必要事項を記入し、お届出印を押印のうえ、「投資信託取引約款」に規定する「取扱店」（以下「取扱店」といいます。）に提出してください。
- (2) 本サービスのお申込みができる投資信託は、自動継続投資約款で規定する自動継続（累積）投資対象の商品とします。
- (3) (1)のお申込みにあたっては、自動継続投資約款で規定する自動継続（累積）投資契約を締結し、累積投資口座を開設していただきます。ただし、すでに自動継続（累積）投資契約が締結済みであるときはこの限りではありません。

4. 自動積立の時期、金額等

- (1) 当組合では、お客さまの提出される申込書に従い、指定引落日に指定引落金額を指定預金口座から引落したうえ、所定の買付日に当該指定引落金額から手数料等（販売手数料および消費税等）を差し引いた残額により、指定商品の買付けを行います。この場合、当該預金規定に定める手続を不要とします。
- (2) 指定引落日が当組合の休業日の場合、翌営業日を指定引落日とします。
- (3) 買付日が指定商品の交付目論見書（投資信託説明書）において買付申込不可日とされている日に当たる場合は、その翌営業日を買付日とします。なお、指定引落日から買付日まで、指定引落金額は当組合においてお預かりしますが、当該お預かりした金銭に対しては、利子等の対価はお支払いいたしません。
- (4) 買付日は指定引落日から起算して5営業日目とします。
- (5) 指定引落金額は、1万円以上1千円単位とします。ただし、お客さまが「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定」に基づき、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定での取引（以下「つみたて投資枠」といいます。）での買付けをされる場合には、当該指定商品の毎月の指定引落金額（購入の代価の額）の年間合計額（つみたて投資枠で複数銘柄の買付けを申し込まれる場合は、申し込む全銘柄の毎月の振替額の年間合計額）が120万円を超えることとなるような振替額の指定はできないものとします。
- (6) 年2回以内で、お客さまが指定する月の指定引落金額を、1万円以上1千円単位で増額することができます。ただし、お客さまがつみたて投資枠での買付けをされる場合には、つみたて投資枠で買付

けしようとする全銘柄についての（5）の毎月の指定引落金額と増額分との年間合計額が120万円を超えることとなるような増額の指定はできません。

5. 手数料等

指定商品の買付けに必要な手数料等（販売手数料および消費税等）は、指定引落金額から当組合へお支払いいただきます。

6. 残高不足時の取扱い

- (1) 指定引落日における、指定預金口座の残高が当該指定引落金額に満たないときは、指定商品の買付けは行わないものとします。
- (2) 引落しの結果、指定預金口座が総合口座貸越、カードローン、当座貸越になるときは、指定商品の買付けは行わないものとします。
- (3) 本サービスに係る複数の指定商品の引落しを同一指定引落日に行う場合、その指定預金口座の残高が当該指定引落金額の合計金額に満たないときは、指定商品の買付けは一切行わないものとします。
- (4) (1)、(2)、(3)について、お客さまへ買付けが行われなかつたことについての通知しません。

7. 取引内容の報告

本サービスに係る指定商品の買付けについては、取引報告書を発行せず、取引残高報告書にて定期的に取引内容を報告します。

8. 指定商品の追加・届出事項の変更

- (1) 指定商品を追加するとき、または本サービスに係る届出事項を変更するときは、当組合所定の申込書を取扱店に提出してください。
- (2) 指定商品を変更するときは、その時点における申込内容をいったん終了のうえ、新たに当組合所定の申込書を取扱店に提出してください。
- (3) (1)、(2)は、適用される引落日の6営業日前までにお申し出ください。

9. 取扱いの停止

当組合は、次のやむを得ない事情により、本サービスに係る取扱いを一時的に停止することがあります。

- ① 指定商品に係る投資信託委託会社が、財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止したとき
- ② 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当組合が本サービスに係る取扱いを提供できないとき
- ③ その他当組合がやむを得ない事情により本サービスに係る取扱いの提供を停止せざるを得ないと判断したとき

10. 解約

- (1) 本サービスを解約するときは、当組合所定の申込書を取扱店に提出してください。
- (2) (1)の解約の申出は、引落日の6営業日前までに行ってください。
- (3) 6. (1)、(2)、(3)いずれかに該当することが引き続き6か月以上継続する場合、本サービスを解約させていただくことがあります。
- (4) 次のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでも本サービスを解約することができるものとします。
 - ① お客さまが、指定預金口座または「証券振替決済口座管理規定」に定める振替決済口座を解約したとき
 - ② お客さまについて相続の開始があったとき
 - ③ 指定商品である投資信託が償還されたとき

④ やむを得ない事情により当組合が解約を申し出たとき

12. 規定の変更

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

平成20年10月 1日 制定

平成27年 8月 1日 変更

令和 2年 4月 1日 変更

令和 7年12月27日 変更